



つくばみらい市新型インフルエンザ等対策行動計画



令和8年3月策定

つくばみらい市

目次

第1章	はじめに	3
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	3
2	行動計画の作成と感染症危機対応	4
(1)	取組の経緯	4
(2)	新型コロナウイルス感染症対応での経験	5
3	行動計画改定の目的	6
(1)	政府行動計画改定の目的	6
(2)	県行動計画の改定	6
(3)	市行動計画の改定	6
第2章	総論	8
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	8
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	8
3	様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	10
(1)	有事のシナリオの考え方	10
(2)	感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)	11
4	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	12
(1)	平時の備えの整理や拡充	13
(2)	感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	13
(3)	基本的人権の尊重	14
(4)	危機管理としての特措法の性格	15
(5)	関係機関相互の連携協力の確保	15
(6)	高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	15
(7)	感染症危機下の災害対応	15
(8)	記録の作成や保存	16
5	対策推進のための役割分担	16
(1)	国の役割	16
(2)	地方公共団体の役割	16
【県】		16
【市】		17
(3)	医療機関の役割	17
(4)	指定(地方)公共機関の役割	18
(5)	登録事業者(厚生労働省の登録)	18
(6)	一般の事業者	18
(7)	市民	18

第3章 各論	19
第1節 実施体制	19
1 準備期	19
2 初動期	19
3 対応期	20
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	22
1 準備期	22
2 初動期	22
3 対応期	23
第3節 まん延防止	25
1 準備期	25
2 初動期	25
3 対応期	26
第4節 ワクチン	27
1 準備期	27
2 初動期	30
3 対応期	32
第5節 保健	34
1 準備期	34
2 初動期	35
3 対応期	36
第6節 物資	38
1 準備期	38
2 初動期	38
3 対応期	39
第7節 市民生活及び地域経済の安定の確保	40
1 準備期	40
2 初動期	41
3 対応期	41

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、変異等により免疫を有さない新型ウイルスが出現した場合には、同様にパンデミックとなるおそれがある。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから重大な社会的影響を及ぼす可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性の高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、併せて国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限とすることを目的として制定されたものである。

同法は、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関¹及び事業者等の責務を明らかにするとともに、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置²等の特別の措置を規定している。これは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体として万全の感染症危機管理体制を確立し、新型インフルエンザ等対策を強化するものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等³は、国民の大多数が免疫を保有していないため、全国的かつ急速にまん延し、かつ重篤な症状を呈するおそれがあり、さらに国民生活及び国民経済に深刻な影響を及ぼすおそれがある。具体的には、以下の感染症を対象としている。

- ア 新型インフルエンザ等感染症⁴
- イ 指定感染症⁵(病状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ウ 新感染症⁶(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

1 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定(地方)公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

2 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。例えば、不要不急の外出自粛や、多数の者が利用する施設の使用制限・停止の要請などが含まれる。

3 特措法第2条第1号

4 感染症法第6条第7項

5 感染症法第6条第8項

6 感染症法第6条第9項

2 行動計画の作成と感染症危機対応

(1) 取組の経緯

新型インフルエンザ等や新たな感染症の発生は、国民の生命及び健康に深刻な影響を及ぼすとともに、社会経済活動に大きな混乱をもたらす可能性がある。こうした脅威に対応するため、特措法の制定以前から、国及び地方公共団体において感染症対策の強化が進められてきた。

2005 年には、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画⁷」に準拠して国の「新型インフルエンザ対策行動計画」が策定され、同年 12 月には茨城県においても「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」が作成されるなど、感染症対策の基盤が構築された。

本市においても、これらの動向を踏まえ、2009 年3月に「つくばみらい市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、同年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)対応における経験と教訓を踏まえ、対策の実効性を一層高めるべく検討が行われ、2011 年には「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」が改定された。さらに、2012 年には「特措法」が制定され、全国的に感染症対策に係る法的枠組みが整備された。

2013 年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成 25 年2月7日)を踏まえ、国において「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)が策定され、基本的な方針及び国が実施すべき措置が示された。政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみに依拠するのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等⁸に限らず、新たな呼吸器感染症等の発生をも想定し、その特性を踏まえて様々な状況に対応可能となるよう、対策の選択肢を提示している。

茨城県においては、特措法第7条に基づき、2014 年2月に「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「県行動計画」という。)を策定し、本市においても同年 11 月、特措法第8条の規定により「県行動計画」を踏まえた「つくばみらい市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「市行動計画」という。)を策定した。

以降、本市は、国及び県の最新の計画や方針を適切に反映し、市民の生命及び健康を守るとともに、社会機能を維持することを目的として、感染症対策の充実・強化を図ってきた。本行動計画は、新型インフルエンザを含む感染症に対する市全体の対応の基本方針を明示するものであり、市民及び関係機関が連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を確立するための指針として位置付けるものである。

7 “WHO Global Influenza Preparedness Plan” 2005 年 WHO ガイダンス文書

8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020年1月には国内でも新型コロナウイルス感染症(COVID-19)⁹(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言¹⁰(特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。)の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症¹¹に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。

3年以上にわたり特措法に基づき行われた新型コロナ対応の経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が社会のあらゆる場面に影響を及ぼし、市民の生命及び健康に対する重大な脅威であると同時に、経済や社会生活を含む市民生活の安定に対しても深刻な脅威となることであった。

また、新型コロナ対応においては、すべての市民が多様な立場や場面において当事者として感染症危機と直面せざるを得ず、この経験は、パンデミックが発生した際に社会全体で協働して対応する必要性を改めて浮き彫りにした。

感染症危機は決して新型コロナ対応で終結するものではなく、将来、必ず次なる感染症危機が到来するものである。

9 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。

10 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

11 感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

3 行動計画改定の目的

(1) 政府行動計画改定の目的

今回の政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われたものである。

2023年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、政府行動計画が全面改定された。

(2) 県行動計画の改定

「県行動計画」は、新たに新興感染症¹²の発生・まん延時における医療が位置付けられた医療法(昭和23年法律第205号)に基づく茨城県保健医療計画と整合を図るとともに、本計画の基本的な考え方に即しながら、感染症法に基づく茨城県感染症予防計画(以下「予防計画」という。)、地域保健法(昭和22年法律第101号)第4条の地域保健対策の推進に関する基本指針に基づき各保健所及び衛生研究所で策定する健康危機対処計画(感染症編)、結核予防計画などの県の感染症の予防のための施策に関する計画など、関係する諸計画と整合を図り、2025年3月に「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を全面改定した。

(3) 市行動計画の改定

本市においては、政府行動計画及び県行動計画の全面改定を受け、特措法第8条の規定に基づき「つくばみらい市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定するものである。

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画との整合を図りつつ、市民の生命と健康を守り、社

12 かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

会機能の維持を確保することを目的として、市が講ずべき施策の基本的方向性を定める。今回の改定では、新型コロナ対応の経験を踏まえ、平時からの備えの強化、情報提供・リスクコミュニケーション¹³の充実、市民生活や地域経済への影響の最小化を重視し、実効性の向上を図る。

また、関連計画との整合を図り、本市の地域特性に応じた取組を位置付けるものであり、市、市民及び関係機関が一体となって感染症危機に迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。

13 リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

第2章 総論

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容範囲を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の許容範囲を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民の生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民の生活及び経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、市行動計画においては、科学的知見や茨城県の実情、医療提供体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととす

る。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、「第3章 各論」において、発生段階ごとに記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択決定し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 発生前の段階(準備期)では、水際対策¹⁴の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、市民に対する啓発や市・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- (2) 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが重要である。
- (3) 国内の発生当初の段階(対応期)では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬等の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各対策を講ずる。
- (4) なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見なども踏まえ、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (5) 国内で感染が拡大し、病原体の性状などに応じて対応する時期(対応期)では、国、県、市、事業者等が相互に連携し、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。この段階では社会が緊張し、様々な事態が生じることが想定されることから、あらかじめ決めておいたとおりにはいかない場合もある。そのため、社会の状況を的確に把握し、県等と協議の上で地域の実情に応じた柔軟な対策を講じるとともに、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫することが重要である。
- (6) その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(対応期)では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

14 水際対策は、あくまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

(7) 最終的には、流行状況が収束¹⁵し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎えることとなるよう対応する。感染症が完全に収束しない場合や長期的に影響が続く場合も想定し、状況に応じて適切に体制を調整していくことが重要である。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスクの着用、咳エチケットなど、季節性インフルエンザ¹⁶に対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

市行動計画は、市としての対策の基本的な方針等及び認識を示すものであり、感染症の特性や国・県の指針に応じて、必要に応じて対応マニュアル等を基に具体的な対策を講じていくものとする。

3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下のアからエまでの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

ア 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。

15 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

16 インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

- イ 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ウ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- エ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては「第3章 各論」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。「第3章 各論」については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期(B)
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

○対応期:封じ込めを念頭に対応する時期(B)

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(例として、この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防

止を図ることができる可能性があることに留意)。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)

○対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、「第3章 各論」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力

し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来、必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ リスクコミュニケーション等の備え

有事に円滑な対応ができるよう、県からの情報を速やかに市民・関係機関へ提供するとともに、平時から周知・啓発を行い、リスクコミュニケーションを充実させる。また、感染症の発生全般を通じ、市民や関係機関が正確な情報に基づき冷静に行動できるよう、SNS や広報紙等を活用した効果的な情報発信体制を構築する。

オ DXの推進及び人材育成

県からの要請・協議に応じ、県が整備する医療・公衆衛生分野のデジタル基盤(医療連携 DX)に関する必要なデータ連携、周知、関係機関との窓口調整を行う。平時から庁内DX(相談・記録の電子化、予防接種事務の標準化等)と職員研修を計画的に進め、業務負担の軽減と有事の即応性向上を図る。

(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、市民の生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民の生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

イ 医療提供体制と地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止

県の要請に応じて、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民の生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等(例:病院・診療所、薬局その他で新型インフルエンザ等患者等に頻繁に接す

る機会のある医師、看護師、薬剤師その他の者等)の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。そのため、市は、正確な情報提供と人権啓発、相談窓口の周知、関係機関との連携を通じて、人権侵害や差別の防止に努める

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、必ずしもこれらの措置が講じられるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、研修や訓練への参加や実施など、有事に備えた準備を行う。

市は、関係機関や施設との連携を図り、研修や情報提供の機会を設けるなど支援を行う。また、社会福祉施設等は高齢者や基礎疾患を有する者が多く利用しており、感染により重症化等のリスクが高くなることも懸念されるため、有事には、病原体の性状等も踏まえ、医療機関に準じて感染対策を講ずる。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、県及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、県や保健所と連携し避難所等における衛生環境を維持する。また、感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。また、記録の公表に当たっては、市の情報公開制度等の規定に基づき、必要に応じて適切に行う。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

なお、特措法第2条に定める指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣等に関する医療措置協定を締結し医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県、保健所設置市、感染症指定医療機関¹⁷等で構成される連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

【市】

市は、市民に最も近い行政単位として、基本的対処方針及び県の方針に即し、市民への予防接種の実施、生活支援、発生時の高齢者・障害者等要配慮者への支援等を的確に行う。自宅療養者等に対する健康観察・生活支援については、県又は保健所からの要請があった場合には所要の協力をを行い、感染状況等の情報提供及び相談対応を通じて、市民に身近な立場から発生・まん延の防止に取り組む。新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、県及びつくば保健所並びに近隣市町村と緊密に連携する。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等¹⁸の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画(BCP)¹⁹の策定や連携協議会や関係機関等(以下「連携協議会等」という。)を活用した地域における連携を進めることが重要である。

加えて、地域における院内感染対策のネットワークの構築と医療機関相互に支援する体制の構築が重要である。

17 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限る。

18 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。)第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(薬機法第2条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

19 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、各医療機関は、当該感染症の特性を踏まえ、特定機能病院、感染症指定医療機関等それぞれの役割を担い、協定指定医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者(厚生労働省の登録)

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の業務継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、新型インフルエンザ等対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、個人が行う基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、各個人においてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努め、発生時には、発生状況や地域で行われている感染予防のための対策等の情報を自ら収集し、感染拡大を抑えるために各個人が新型インフルエンザ等対策を実施するよう努める。

第3章 各論

第1節 実施体制

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合には、状況を的確に把握し、市が一体となって対応することが重要である。そのために、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事に機能する指揮命令系統を整備し、拡張可能な組織体制を準備する。また、職員体制や業務継続体制の確保・見直しを行い、研修や訓練を通じて課題の改善・練度の向上を図る。

(2) 所要の対応

1-1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練(机上訓練・実動訓練等)を定期的に実施する。

1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ア 市は、市行動計画を作成・変更するにあたり、感染症に関する専門的知識を有する学識経験者の意見を聴取する。
- イ 市は、新型インフルエンザ等発生時に強化・拡充すべき業務を実施するために、必要な人員確保及び、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画(BCP)を作成・変更する。
- ウ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等の人材育成を行う。

1-3 国及び地方公共団体等との連携強化

- ア 市は、国・県・指定(地方)公共機関と相互に連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認及び合同訓練を実施する。
- イ 市、県及び指定(地方)公共機関は、感染症対応に関連する業界団体や学会等の関係機関と連携体制を構築し、情報交換等を通じて感染症危機対応力を強化する。

2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命と健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における体制整備や計画策定の取組を踏まえ、初動期における市の対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 国や県の動向を注視しつつ、県が県対策本部を設置した場合には、市は必要に応じて市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

イ 市は、必要に応じて準備期の取組(人員確保・業務継続計画等)を踏まえ、全庁的な対応体制を強化する。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国や県の財政支援を有効に活用するとともに、対策に要する経費を庁内で協議し、確保に努める。

3 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状や感染状況に応じて、長期間にわたる対応も想定されることから、市における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

市民生活・地域経済の状況、医療提供体制のひっ迫状況、国や県の方針等を踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を見直し・切替えることで、感染症危機の影響を最小限に抑えることを目的とする。

(2) 所要の対応

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

ア 市は、県や保健所と連携し、市域における感染状況・医療提供体制の情報を把握し、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策を実施する。

イ 市は、職員の長期対応による心身への影響に留意し、交代要員の確保や健康管理に配慮する。

3-2 職員の派遣・応援への対応

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対して特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

イ 市は、必要に応じて他市町村又は、県に対して応援を求めることができる。また、他市町村から応援要請があった場合は、可能な限り応援に応ずるものとする。

3-3 必要な財政上の措置

市は、国や県の財政支援を有効に活用するとともに、対策に要する経費を庁内で協議し、確保し、迅速かつ継続的に必要な対策を実施する。

3-4 緊急事態措置の検討等

ア 国が緊急事態宣言を行った場合、市は直ちに市対策本部を設置し、地域の実情に応じて緊急事

態措置を迅速に実施する。

イ 市は、必要に応じて緊急事態措置に関する総合調整を行い、県や関係機関と連携して実効性を高める。

3-5 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

国による緊急事態解除宣言等が行われた場合、市は遅滞なく市対策本部を廃止し、通常の感染症対策体制へ移行する。

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 準備期

(1) 目的

感染症危機に際し、市民が適切に判断し行動するためには、市民と公共団体、医療機関、事業者等との間でリスク情報及びその見解を共有し、可能な限り科学的根拠に基づいて冷静かつ合理的に対応できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に関する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制の整備及び取組の推進を図るものとする。

(2) 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ア 市は、国、県等と連携し、感染症に関する基本的事項(手洗い、咳エチケット、マスク着用、換気、人混みの回避等)や感染症の発生状況等について、市民に理解しやすい形で情報提供を行う。

イ 広報紙、市ホームページ、SNS、防災行政無線、掲示板等、可能な限り多様な媒体を用い、必要に応じて多言語で周知する。

ウ 保育施設、学校、高齢者施設、事業所等に対しては、関係部局と連携して重点的な情報提供を実施する。

1-2 偏見・差別防止の啓発

感染症は誰でも感染する可能性があることを市民に周知し、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別は許されないことを啓発する。

1-3 偽・誤情報への対応

SNS等を通じて流布・拡散される誤情報や偽情報に対しては、科学的知見に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有し、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処する。これにより、市による情報発信が有用な情報源として市民に認識され、その信頼性の向上が図られるよう努める。

1-4 情報提供体制の整備

ア 市は、県との連携の下、有事における情報提供・共有手順を整理し、円滑な連携体制を構築する。

イ 国からの要請があった際には、新型インフルエンザ等の発生時に市民からの相談に応じるためのコールセンター等を設置できるよう準備をする。

2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又はその疑いが認められた場合には、市民に対し、当該感染症の特性や必要な対策について、その時点で把握されている科学的根拠に基づき、正確かつ迅速に情報を提

供・共有し、感染拡大防止に資する行動を促す。

あわせて、市民の不安を軽減するとともに、感染者等に対する偏見や差別の防止に資する情報を適切に周知する。また、可能な限り双方向のコミュニケーション²⁰に基づいたリスクコミュニケーションを行うことにより、市民が冷静かつ適切に判断・行動できるよう努める。

(2) 所要の対応

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 国及び県の発信を踏まえ、感染症の特性、国内外及び県内の発生状況、有効な感染防止策等を整理し、市民に迅速かつ分かりやすく提供する。

イ 高齢者、子ども、日本語に不慣れな外国人、障害のある方等への配慮を行い、理解しやすい方法で提供する。

2-2 双方向のコミュニケーション

ア SNSや市コールセンター等に寄せられた意見を把握し、市民の関心事項を反映した情報提供を行う。

イ 国や県が作成するQ&Aや設置するコールセンター等を市民に周知する。

ウ 市は、感染症の発生状況や国からの要請により、必要に応じコールセンター等を設置する。

2-3 偏見・差別及び偽・誤情報への対応

ア 感染症は、誰でも感染する可能性があるもので、感染者等に対する偏見や差別が許されないことを強調し、偏見・差別等に関する国、NPO等の各種相談窓口に関する情報や関係機関の支援制度を周知する。

イ 偽・誤情報が流布した場合には、科学的知見に基づいた正確な情報を繰り返し発信し、市民の冷静な対応を促す。

3 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に実施するためには、リスク情報及びその見方を共有し、市民が科学的根拠に基づき適切に判断し行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、市民の関心事項等を踏まえつつ、当該感染症に関する理解を深め、リスク低減のパートナーとして、市民が適切な行動につながるよう促すとともに、不安の軽減及び偏見・差別の防止にも資する双方向のリスクコミュニケーションを推進する。

具体的には、市民が可能な限り科学的根拠に基づき冷静かつ合理的に対応できるよう、その時点

20 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報を、迅速かつ分かりやすく提供・共有する。

(2) 所要の対応

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 国及び県の方針を踏まえ、市内の感染状況や市の対策を明確に伝える。

イ 外出自粛や移動制限等を要請する際には、その科学的根拠や必要性を丁寧に説明し、市民の理解を得る。

3-2 双方向のコミュニケーション

ア 市は、感染症の発生状況や国からの要請により、コールセンター等を継続運営し、市民からの相談や質問に対応する。

イ 市民の意見・不安を収集し、Q&Aや広報内容に反映させる。

3-3 偏見・差別及び偽・誤情報への対応

ア 感染者等への偏見や差別の防止について継続的に啓発する。

イ 誤情報が流布した場合には、科学的知見に基づいた正しい情報を迅速かつ繰り返し発信する。

3-4 感染拡大段階ごとの対応

ア 発生初期における対応

新型インフルエンザ等の発生初期段階においては、「封じ込め」を念頭に、感染拡大防止を徹底する必要がある。その際、市民の協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか得られていない場合には、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。あわせて、市民の不安の軽減及び感染者等に対する偏見・差別の防止に資する情報提供を行い、社会全体として冷静かつ適切に対応できるよう努める。

イ 病原体の性状等が判明した段階における対応

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)が明らかになった段階においては、その知見を踏まえたリスク評価に基づき、必要な感染拡大防止措置等を適切に見直す。その際、市民が適切に対応できるよう、従前からの変更点や変更理由等を含め、可能な限り科学的根拠に基づいて分かりやすく説明を行い、市民の理解と協力を得る。

ウ 平時への移行段階における対応

ワクチン接種の普及や病原体の性状変化等により感染症への対応力が一定水準を上回った場合には、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行する。この段階では、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民が存在することを踏まえ、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、当該移行の理由や留意点について丁寧に情報提供・共有する。併せて、状況に応じて広報体制を段階的に縮小する。

第3節 まん延防止

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時において、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。そのため、平時からまん延防止対策の実施に必要な指標やデータ等を整理し、また有事における市民及び事業者の協力を得るため、理解促進や周知啓発を行う。

(2) 所要の対応

1-1 市民・事業者への理解促進

市は、国及び県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延防止対策として想定される措置の内容及びその意義について、市民及び事業者に対し周知広報を行う。その際、感染拡大の防止及び市民の生命・健康を守るためには、市民一人ひとりの基本的な感染症対策(手洗い、マスク着用、換気、人混みの回避等)の実践が不可欠であることを強調し、その理解促進を図る。

1-2 基本的感染対策の普及

ア 保育施設、学校、高齢者施設、事業所等と連携し、感染症流行時に必要となる基本的感染対策(咳エチケット、手洗い、換気、人混み回避等)の普及を図る。

イ 市は市民に対して、自ら感染が疑われる場合の不要不急の外出自粛、マスク着用等について、平時から理解促進を図る。

1-3 公共交通機関における留意点

市は、県及び関係機関と連携し、症状のある者の乗車自粛、マスク着用、時差出勤や自転車等の活用を呼び掛ける。

2 初動期

(1) 目的

市内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、県の指示に基づき、適切かつ迅速なまん延防止対策を講じることにより、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制への過度な負荷を回避するよう努める。あわせて、市民の適切な行動につながる周知・広報を徹底し、感染拡大の抑制に資する環境を確保する。

(2) 所要の対応

2-1 市内まん延防止対策の準備

市は、国や県からの要請を受け、市業務継続計画(BCP)に基づき、市役所業務の継続体制を確保

するとともに、指定公共機関・関係事業者に対しても周知を行う。

3 対応期

(1) 目的

感染拡大期においては、市内における感染拡大のスピード及びピークを抑制するため、まん延防止対策を講じ、医療提供体制のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済活動への影響にも十分配慮する。

また、準備期において検討した指標や関連データを踏まえつつ、対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を見直すことにより、市民生活や地域経済活動への影響の最小化を図る。

(2) 所要の対応

3-1 患者・濃厚接触者への対応

県(所管保健所)から要請があった場合には、市は、受診行動や療養方法等に関する県の最新情報を市ホームページ・SNS・広報等で速やかに周知し、相談体制の補完として適切な窓口への案内を行う。

3-2 市民への要請

県の方針及び要請があった場合には、市は次の事項を実施する。

- ア 市は、感染状況に応じ、集団感染が懸念される施設や、不特定多数の者が集まる等感染リスクの高い場所への外出自粛を呼び掛ける。
- イ 市は、国及び県の方針に基づき、生活の維持に必要な場合を除く外出自粛や移動制限等が要請された際には、当該内容について市民への広報・周知を徹底する。
- ウ 市は、市民に対し、手洗い、マスク着用、換気、人混みの回避、テレワークやオンライン会議の活用等、基本的な感染対策の実践を勧奨するとともに、必要に応じ、その徹底を要請する。

3-3 公共交通機関への対応

市は、県の要請に応じ、県及び関係機関と連携して、公共交通機関に対するマスク着用や減便等の要請があった場合には、その内容を市民へ速やかに周知徹底する。

第4節 ワクチン

1 準備期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、市民に対して円滑かつ迅速にワクチン接種を実施できるよう、国・県・医師会・医療機関・事業者等と連携し、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1 ワクチン接種に必要な資材の確保

市は、表1を参考に、予防接種実施に必要となる資材(消毒用アルコール綿、注射針・シリンジ、医療廃棄物容器、救急用医薬品、会場設営物品、冷蔵・保冷設備等)について、平時から確保方法を確認し、接種実施時に速やかに調達できる体制を整備する。また、資材不足が想定される場合には、県や近隣自治体、医療機関等との調整を図る。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品(カート) 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・絆創膏 ・ニチバン ・遮光シート	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 蛍光ペン <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> ガウン <input type="checkbox"/> ゴーグル <input type="checkbox"/> ビブス
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 蛍光ペン <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> クリアファイル <input type="checkbox"/> 養生テープ <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> プリンター
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 卓上時計 <input type="checkbox"/> キッチンタイマー <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> ワクチンバイアルケース <input type="checkbox"/> トランシーバー

1-2 ワクチンの供給体制

市は、県、医師会、卸売販売業者団体等と連携・協議の上、ワクチンの円滑かつ安定的な供給を確保するため、市内医療機関の在庫状況を迅速に把握する体制を構築するとともに、供給が限定された場合における適切な配分方法を検討する。

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに接種体制を構築できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、学校関係者等と連携し、接種に必要な人員(医師・看護師・事務職員)、会場(医療機関・学校・公共施設)、資材を確保する。また、接種の流れや運営方法については、平時からシミュレーション訓練を実施する。

1-3-2 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、所属する市が実施主体として、原則として集団接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

イ 特定接種の対象となり得る当該市職員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-3-3 住民接種

市は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項に基づき、全市民が円滑に接種を受けられるよう、以下の事項について準備を行う。

ア 接種対象者数の推計(高齢者、基礎疾患を有する者、妊婦、こども、乳児保護者等)

イ 人員体制の確保(医師、看護師、受付担当者、事務職員等)

ウ 接種場所の確保(医療機関、公民館、保健福祉センター、学校等)及び運営方法の策定(受付、問診、接種、経過観察、応急対応のエリア配置・導線設計等)

エ 接種資材の確保

オ 国・県・市町村間及び医師会等関係団体との連絡体制の構築

カ 接種に関する市民への周知方法の検討(広報媒体、SNS、接種券の配布等)

キ 高齢者施設・障害者施設等への出張接種の実施方法の検討

ク 他自治体の医療機関と委託契約を結ぶなど、居住地以外での接種も可能となるよう取組を進める。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

接種対象者	試算方法	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	A
妊婦	母子健康手帳届出数	B
幼児	人口統計(1-6歳未満)	C
乳児	人口統計(1歳未満)	D1
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2 乳児の両親として、対象人口の2倍に相当	D2
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	E
高齢者	人口統計(65歳以上)	F
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数 総人口(人口統計) - (A+B+C+D1+D2+E+F)=G	G

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

1-4 情報提供・共有

市は、市民に対してワクチンの意義・効果・副反応等について分かりやすく説明し、不安や疑問に応じたQ&Aを整備する。外国人等への情報提供についても多言語対応等を図る。

また、市は医師会や教育委員会等と連携し、学校健診等を活用した啓発活動を行い、ワクチンに関する正確な情報を周知する。

1-4-1 市民への対応

市は、世界保健機関(WHO)が「世界的な健康に対する脅威」の一つとして掲げる「ワクチン・ヘジタンス(Vaccine Hesitancy)」の状況を踏まえ、予防接種に係るリスクコミュニケーションの重要性を認識し、平時から市民に対して分かりやすい情報提供を行う。

具体的には、ワクチンの意義、効果、副反応等について科学的知見に基づいた説明を行うとともに、被接種者や保護者等が有する不安や疑問に応じたQ&Aを整備し、双方向的な情報共有を推進する。

また、外国人等を含む多様な市民に対しては、多言語化を含む情報提供手段の工夫を図る。

1-4-2 市における対応

市は、予防接種の実施主体として、県、医師会等の関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害救済及び市民への情報提供等を行う。

1-4-3 全庁的な連携・協働

市は予防接種施策の推進に当たり、関係部局との連携を図り、予防接種の意義や制度の仕組み、ワクチンに関する正確な情報の普及を依頼するなど、全庁的に予防接種施策の推進を図る。

1-5 DXの推進

市は、国のシステム基盤と連携し、予防接種事務のデジタル化を推進する。接種対象者の登録や接種勧奨の電子通知(紙併用)、電子予診票・接種記録の入力、接種実績や副反応報告の迅速な収集・管理を行う。あわせて、マイナンバーカードを活用した電子的手続に対応できる体制を整備するとともに、非デジタル対応の医療機関との調整を図る。

2 初動期

(1) 目的

市は、国及び県の方針に基づき、供給状況等を踏まえ、準備期に整備した接種体制を速やかに稼働させるとともに、必要に応じて体制の拡充を図り、円滑かつ迅速にワクチン接種を開始できるようにする。

(2) 所要の対応

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の構築

市は、国・県からのワクチンの供給状況及び接種方針に基づき、速やかに接種会場を確保し、医療従事者及び運営スタッフを配置して接種体制を構築する。また、必要に応じ、県や近隣市町村と連携し、大規模接種会場や学校・公共施設等を活用した臨時接種会場の設置を検討する。

2-1-2 特定接種

市は、新型インフルエンザ等対策に従事する市職員など、特定接種の対象となる者について、集団的接種を原則として、迅速に接種を実施できるよう体制を整備する。接種体制を構築する登録事業者に対しては、医師会等の協力を得られるよう、県及び市が調整支援を行う。

2-1-3 住民接種

ア 市は、住民基本台帳等に基づき、接種対象者数を把握し、年齢区分や基礎疾患の有無などを考慮した優先順位を整理する。

イ 市は、接種の予約受付方法(オンライン、電話、窓口)や勧奨方法を準備し、迅速に住民接種を開始できるよう、事前に医師会や医療機関と協議する。

ウ 高齢者施設や障害者施設等に入所している者については、施設職員・医師会等と連携し、出張接種体制を整える。

2-2 ワクチンの接種に必要な資材

2-2-1 資材の確保

市は、準備期に整備した接種資材(注射針・シリンジ・消毒用資材・救急用品・廃棄物容器・冷蔵保存機器等)について、発生時に必要量を迅速に確保できるよう、医師会、卸売業者、県等と調整する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】	
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・遮光シート ・絆創膏 ・ニチバン	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器	<input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> ガウン <input type="checkbox"/> ゴーグル <input type="checkbox"/> ビブス
	【文房具類】	
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 蛍光ペン <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ	<input type="checkbox"/> 付箋 <input type="checkbox"/> クリアファイル <input type="checkbox"/> 養生テープ <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> プリンター
	【会場設営物品】	
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 卓上時計 <input type="checkbox"/> キッチンタイマー <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤	<input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> ワクチンバイアルケース <input type="checkbox"/> トランシーバー

2-2-2 接種会場の資材配置

市は、臨時接種会場等を設ける場合には、予診・接種・経過観察・応急対応の各区画を確保し、必要資材を適切に配置する。救急対応のためにアドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤等を備え、搬送先医療機関との連携を事前に確認する。

2-3 医療従事者・運営スタッフの確保

市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会と連携し、接種医師、看護師、薬剤師等を確保する。また、診療放射線技師等の活用も視野に入れ、不足する場合には県と協力して要請を行う。接種会場スタッフや予約受付・コールセンター業務、データ入力などは、必要に応じて外部委託を検討し、庁内の組織横断的な体制で業務を分担する。

2-4 廃棄物管理

市は、接種会場で発生する感染性廃棄物について、廃棄物処理業者と事前に調整し、収集頻度・量を確認する。廃棄物の保管場所には、法令に基づく掲示等を行い、適切に管理する。

2-5 会場運営と感染予防対策

市は、接種会場の導線を工夫し、交差や滞留を防止するとともに、ソーシャルディスタンスを確保できる広さを備える。要配慮者に対応可能な設備を整備し、感染拡大防止と円滑な接種実施を両立させる。

3 対応期

(1) 目的

市は、確保したワクチンを円滑に流通させ、初動期に構築した接種体制に基づき迅速かつ的確に接種を実施する。また、副反応疑い報告の収集・情報共有及び健康被害救済の適正な実施を行うとともに、ワクチンの供給量や医療従事者の体制を踏まえ、随時見直しを行い、柔軟に対応できる体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-1-1 特定接種

国が特定接種の実施を決定した場合、市は県及び国と連携し、新型インフルエンザ等対策に従事する市職員等の対象者に対し、本人の同意を得て、集団的接種を基本として特定接種を実施する。

3-1-2 住民接種

ア 市は、準備期及び初動期に整理・構築した体制に基づき、住民接種を実施する。

イ 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健福祉センターや公民館等公共施設を活用した接種会場を追加し、接種体制の拡充を図る。

ウ 高齢者施設や障害者施設等に入所している者など、通常の接種会場での接種が困難な者については、保健福祉部局や医師会等と連携し、訪問接種等の体制を確保する。

エ 市は、予約受付体制を整備し、接種対象者に対する勧奨を実施する。電子通知(マイナポータル等)を活用するとともに、紙の接種券や広報紙等により、デジタル機器の利用が困難な者にも接種機会を保障する。

オ 市は、接種会場において予診を適切に実施し、副反応に備えた救急体制(救急薬剤の備蓄・医療機関との搬送連携)を確保する。

カ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ周知を行い、申請の受付や相談対応を適切に実施する。

3-2 ワクチン及び資材の供給

ア 市は、国及び県から割り当てられたワクチン並びに接種資材を適切に管理し、接種実施医療機関等に円滑に配分する。

イ ワクチンの供給に偏在又は不足が生じた場合には、県と連携して在庫状況を把握し、地域間の融通等により対応する。

3-3 接種記録の管理

ア 市は、国及び県と連携し、準備期に整備したシステムを活用して接種記録を適切に管理し、接種誤りを防止するとともに、市民が自ら接種記録を確認できる環境を整備する。

イ 他自治体との情報共有により接種誤りを防止するとともに、市民が自ら接種履歴を確認できる環境を提供する。

3-4 副反応疑い報告及び健康被害救済

ア 市は、医療機関等からの副反応疑い報告を適切に収集し、国及び県と連携して情報提供を行う。

イ 市は、市民からの健康被害救済申請を受け付け、適切な案内及び相談対応を実施する。

3-5 情報提供・共有

ア 市は、国及び県が発信する接種に関する情報(スケジュール、ワクチンの有効性・安全性、副反応情報、救済制度等)を整理し、広報やウェブサイト、SNS等様々な手段を用いて市民に分かりやすく周知する。

イ 市は、特定接種及び住民接種に係る情報提供に加え、定期予防接種の必要性についても引き続き周知し、定期接種率の低下を防止する。

第5節 保健

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染症危機に備え、市は、県及び保健所と密接に連携し、地域における感染症対策の基盤整備を進める。

市は、市民に最も身近な自治体として、県が実施する保健所業務を補完し、情報共有及び市民支援体制の整備を通じて感染症危機への備えを行う。

また、市は、平時から県や保健所等と協働し、地域の感染症発生状況に係る情報を地域の関係者や市民と積極的に共有し、発生状況と対策に関する共通理解を形成することで、有事における情報提供・連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

1-1 人材の確保

ア 市は、県からの要請に基づき、必要に応じて職員を保健所等へ応援派遣できる体制を整備する。

また、感染症危機時の業務量増加を想定し、庁内各課からの応援体制を含めた人員配置をあらかじめ整理しておく。

イ 市職員に対しては、平時から感染症対応に関する基本的研修を実施し、感染症の基礎知識、危機時の行動手順、関係機関との連携方法等について理解を深めさせることにより、有事に迅速かつ的確に対応できる人材を確保する。

ウ 感染症有事には、県、保健所及び近隣市町村との連携の下で、人材の相互派遣や応援体制を活用し、人員不足に対応できる仕組みを整える。必要に応じて外部人材の活用も視野に入れ、市としての柔軟な人材確保を図る。

1-2 業務継続体制の整備

ア 市は、感染症有事においても優先的に継続すべき業務(市民生活支援、情報提供、福祉関連業務等)を整理し、業務継続計画(BCP)に位置づける。

イ 市は、ICTや外部委託の活用を検討し、業務効率化を進める。

1-3 研修・訓練及び連携体制の構築

ア 市は、県及び国が実施する感染症対応に関する研修・訓練に積極的に参加し、職員の感染症対応能力を高めるとともに、有事の際に即応可能な人材を育成する。特に、初動対応、関係機関との連携、市民への情報提供等の実務に直結する内容について、習熟度の向上を図る。

イ 市は、県が設置する関係機関会議等に継続的に参画し、医療体制、入院調整、人材確保、情報共有の在り方等について、平時から意見交換及び必要な調整を行い、連携強化を図る。

1-4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ア 市は、県及び国から提供された感染症関連情報を活用し、市民に分かりやすく発信する。あわせて、県等が整備する相談窓口の情報を市民に周知し、有事の際に速やかに感染症情報を提供・共有できる体制を確立する。
- イ 市は、感染症は誰もが罹患する可能性があるものであることを踏まえ、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見や差別が許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることについて啓発する。
- ウ 市は、高齢者、子ども、外国人、視覚・聴覚等に障害のある方など、情報取得に配慮が必要な市民に対しても、平時から適切な方法で感染症情報を提供・共有するよう努め、有事においても的確に情報を届けられる体制を整備する。
- エ 市は、感染症危機時に備え、市民が自宅療養や外出自粛を余儀なくされる場合に備えて、平時から家庭における備蓄の重要性を周知する。特に、食品や日用品を日常的に消費しつつ補充する「ローリングストック」の考え方を普及啓発し、各家庭において常に一定の備蓄が確保されるよう促す。これにより、有事における混乱の軽減と生活の安定を図る。

2 初動期

(1) 目的

初動期は、市民が感染症の発生に対して強い不安を感じ始める時期であり、迅速かつ適切に準備を進めることが重要である。

そのため、市は、市民への迅速かつ的確な情報提供を行い、生活支援体制の準備を開始する。さらに、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内発生を想定したリスクコミュニケーションを展開することにより、市民の理解と協力を得ながら、感染拡大のリスクを低減し、県と連携しながら円滑な感染症対策の実施につなげる。

(2) 所要の対応

2-1 有事体制への移行準備

- ア 市は、県や保健所からの要請に基づき、応援職員の派遣や地域における支援業務の準備を進める。
- イ 市は、県と連携し、自宅療養者や宿泊療養者への支援体制を準備する。

2-2 市民への情報提供・共有

- ア 市は、国・県が提供する情報を基に、市ホームページ、SNS、広報紙等を活用して市民に対し迅速かつ的確に周知する体制を整える。
- イ 市は、感染症危機時において市民が不安を抱えやすいことを踏まえ、県等が設置するコールセンターや相談窓口の周知を行い、市民が必要とする情報に円滑にアクセスできるよう支援する。あわせて、市独自に必要なと認める場合には、地域の実情に応じた相談窓口を補完的に設置することを検討し、市民からの不安や相談に対応できる体制を整える。これにより、市民が適切に情報を受け

取り、リスクコミュニケーションの円滑化を図る。

ウ 市は、感染症拡大防止のため、市民に対して感染防止行動や受診方法等について、科学的根拠に基づき、分かりやすくかつ正確に伝える。特に、高齢者、外国人、障害のある方など情報取得に配慮が必要な市民に対しては、平時から適切な手段を準備し、有事においても確実に情報が届くよう努める。

2-3 感染確認時の対応

市は、濃厚接触者²¹やその家族等が生活上の支障を生じる場合を想定し、必要物資の調達や生活支援体制を整備することにより、感染拡大防止と市民の安心確保に資する。

3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時、市は県及び保健所と連携し、市としての役割を果たし市民に対する生活支援、情報提供、相談体制の整備等を通じて感染症危機に対応し、市民の生命及び健康を守るとともに、社会機能の維持に寄与する。

また、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことにより、感染拡大防止と地域社会の安定を図る。

(2) 所要の対応

3-1 主な対応業務の実施

3-1-1 健康観察及び生活支援

県からの要請に応じて、下記の対応を行う。

ア 市は、県が実施する健康観察に協力する。

イ 市は、県から患者又は濃厚接触者に関する情報の提供を受け、パルスオキシメーター等の物品の配布など、市民が日常生活を営むために必要な支援に協力する。

ウ 市は、地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉事業者等と連携し、生活支援体制を強化する。

3-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ア 市は、市民に対し、感染症の状況や行動指針を分かりやすく提供する。

イ 市は、高齢者、日本語能力が十分でない外国人、障害のある市民等への情報提供において、平時から適切な手段を準備し、有事においても確実に届くよう配慮する。

ウ 市は、市民からの相談を受け、必要に応じて県が設置するコールセンター等への案内を行うとともに、双方向的なリスクコミュニケーションを推進する。

21 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

3-3 感染状況に応じた対応

ア 市は、県の方針に基づき、生活支援や医療連携の体制を強化する。

イ 感染拡大により自宅療養者が増加した場合に備え、市は平時から家庭における備蓄(ローリングストック)の重要性を周知し、市民自らが一定期間の生活に必要な食料品や日用品を確保できるよう促す。そのうえで、療養者や濃厚接触者等において生活上の困難が生じる場合には、地域の事業者やボランティア団体と協力し、必要な食事の提供や生活支援を補完的に実施する。

ウ 市は、県や関係機関と連携して状況に応じ支援体制を見直し、業務の効率化と迅速な対応を図る。

第6節 物資

1 準備期

(1) 目的

感染症対策物資は、有事において検疫、医療、検査、搬送等を円滑に実施するために不可欠である。市は、県及び関係機関と密接に連携し、計画的な備蓄及び点検を行うことにより、有事に必要な感染症対策物資を確実に確保する。

(2) 所要の対応

1-1 感染症対策物資の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、所掌事務の遂行に必要な感染症対策物資(表4)を計画的に備蓄するとともに、定期的にその備蓄状況を確認する。

イ 上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定に基づく防災備蓄品との兼用を可能とし、効率的かつ重複のない備蓄管理を行う。

表4 感染症対策物資一覧

<p>□個人防護具 防護服+N95セット/不織布マスク(大人用)(小児用)/ゴーグル・頭部キャップ・長靴袋・フェイスシールド/プラスチックエプロン(袖付)/ディスポーザブル手袋 等</p> <p>□手指消毒剤(アルコール系手指消毒液等)</p> <p>□環境消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム溶液等)</p> <p>□健康管理用品(体温計/パルスオキシメーター等)</p> <p>□清掃用具(ペーパータオル/ポリ袋等)・消毒器具</p>

※上記は市が備蓄・管理を行う主な物資であり、その他必要な物資は国・県の方針に基づき整備を検討する。

1-2 医療・福祉施設における備蓄の推進

市は、地域の医療機関や社会福祉施設に対し、県や医師会と連携して備蓄の推進を依頼する。

2 初動期

(1) 目的

感染症対策物資の不足により、医療、検査、搬送等の実施が滞ることは、市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼす。そのため、市は、県及び関係機関と連携し、有事に必要な感染症対策物資の確保に向けた情報共有及び地域内の調整を行うことにより、物資の不足による影響を最小化する。

(2) 所要の対応

2-1 備蓄状況の確認

- ア 市は、自らの備蓄品目及び数量を定期的に確認し、不足が見込まれる場合は県へ報告する。
- イ 市は、地域の医療機関、介護施設、社会福祉施設等と情報交換を行い、感染症対策物資の不足状況を把握するとともに、県へ必要な情報を提供する。

2-2 物資確保に向けた対応

- ア 市は、地域の医療機関や介護施設に対し、計画的な発注及び調達を促すとともに、県や関係団体と連携した調整を行う。
- イ 市は、地域の事業者、商工会、関係団体と連携し、マスク、消毒液、防護具等の物資が不足する場合に備えて、緊急調達の協力体制を構築する。

3 対応期

(1) 目的

感染症対策物資の不足により、医療、検査、搬送等の実施が滞ることを防ぐため、市は県及び国と連携しつつ、市内における配布及び相互融通を行い、市民の生命及び健康の保護を図る。

(2) 所要の対応

3-1 物資状況の確認

- ア 市は、地域の医療機関、介護・福祉施設等における備蓄状況を随時把握する。
- イ 市は、市備蓄分について状況を確認し、必要に応じて適切に配分する。

3-2 配布及び融通

- ア 市は、個人防護具等を医療機関、介護施設、学校、避難所等に円滑に配布する。
- イ 市は、隣接市町村と調整し、必要に応じて物資の相互融通を行う。

3-3 緊急輸送

市は、県及び国の要請に基づき、地域の運送事業者等と協力して物資の緊急輸送を行う。

3-4 特定物資の確保

市は、県の対応に基づき、生活必需品や医薬品等について流通事業者との調整を行い、地域における安定供給を確保する。

第7節 市民生活及び地域経済の安定の確保

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延防止措置等により市民生活及び地域経済活動に重大な影響が生じる可能性がある。

市は、自ら必要な準備を行うとともに、事業者や市民に対して適切な情報提供及び共有を行い、必要な準備を勧奨する。

また、指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの事業を継続するとともに、新型インフルエンザ等対策の実施に協力し、市民生活及び地域経済活動の安定に寄与することが求められる。これらの取組により、市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内の関係部局間での連絡を円滑に行うため、必要な情報共有体制を整備する。

1-2 支援実施の仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に行う支援金や給付金等の手続について、DXを推進し、迅速かつ適切に実施できる仕組みを整備する。

その際には、高齢者やデジタル機器に不慣れな市民、外国人等も含め、支援情報が漏れなく行き届くよう配慮する。

1-3 物資及び資材の備蓄

ア 市は、市行動計画に基づき、感染症対策物資(マスク、消毒薬、防護服、体温計、手袋等)に加え、市の所掌事務に必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

イ 市は、事業者及び市民に対し、マスク・消毒薬等の衛生用品や食料品・生活必需品の家庭内備蓄を勧奨し、平時から備蓄意識の向上を図る。

1-4 生活支援を要する者への支援準備

市は、国の要請を受け、要配慮者(高齢者・障害者等)に対する生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携しつつ具体的な手続きをあらかじめ定めておく。

1-5 火葬体制の整備

市は、県の火葬体制を踏まえ、地域内において火葬を適切に実施できるよう、戸籍担当部局及び

火葬場管理者等と調整する。また、火葬能力を超える場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を平時から把握し、調整しておく。

2 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者や市民に必要な準備を呼び掛けるとともに、発生時には速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1 事業継続に向けた準備要請

市は、県及び国からの要請に基づき、要請事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染の疑いのある従業員への休暇取得勧奨、テレワーク・時差出勤・オンライン会議等の活用を促し、感染防止と事業継続に向けた準備を行うよう要請する。

2-2 生活関連物資の安定供給に関する呼び掛け

市は、市民に対しては冷静な購買行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しては価格高騰や買占め・売惜しみを防止するよう要請し、生活関連物資の安定供給を確保する。

2-3 法令等の弾力的運用

市は、国や県の方針に基づき、市民生活及び地域経済の安定確保のため、必要に応じて行政手続や制度の弾力的運用を行う。

2-4 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保する。

3 対応期

(1) 目的

市は、準備期及び初動期における取組を基盤として、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。また、新型インフルエンザ等及びそのまん延防止措置により生じ得る影響を緩和するため、必要な支援及び対策を講ずる。各主体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携することにより、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1 市民生活の安定確保

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生及びそのまん延防止措置に伴い生じ得る心身への影響を考慮

し、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達及び育児への影響に対する施策を講ずる。

イ 市は、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、必要に応じて生活支援、搬送及び死亡時の対応を行う。

ウ 市は、学校の臨時休業等が長期化する場合に備え、教育及び学びの継続に向けた取組を支援する。

エ 市は、生活関連物資の価格の安定及び適切な供給を確保するため、調査・監視を行い、必要に応じて関係団体等に対し供給の確保や乗値上げの防止を要請する。また、市民に対しては、価格や需給動向の周知を図るとともに、相談窓口を設置する。

オ 市は、火葬場の能力を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保するとともに、近隣市町村との広域的な連携を図り、円滑な火葬の実施に努める。

3-2 地域経済活動の安定確保

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延防止措置により影響を受けた事業者に対し、公平性に留意しつつ、必要な財政的支援その他の措置を講ずる。

イ 市(水道事業者等)は、市行動計画に基づき、市民生活及び地域経済の基盤である水の安定的かつ適切な供給を確保するため、必要な措置を講ずる。

つくばみらい市新型インフルエンザ等対策行動計画

つくばみらい市保健福祉部健康増進課

TEL:0297-25-2100

FAX:0297-52-0990